

世界の屋内退避、避難などの基準

(1) 国際放射線防護委員会（ICRP）の基準

- ・ 屋内退避：50 ミリシーベルト
- ・ 放射性ヨウ素に対する防護策：500 ミリシーベルト（甲状腺に対する等価線量）
- ・ 避難（1週間未満）：500 ミリシーベルト（全身線量）、5,000 ミリシーベルト（皮膚に対する等価線量）

(2) 国際原子力機関（IAEA）の基準

- ・ 屋内退避：10 ミリシーベルト
- ・ 放射性ヨウ素に対する防護策：100 ミリシーベルト（甲状腺に対する等価線量）
- ・ 避難（1週間未満）：50 ミリシーベルト（全身線量）

(3) 日本の基準

- ・ 屋内退避：10～50 ミリシーベルト（外部被ばくによる実効線量）、100～500 ミリシーベルト（放射線ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウラン・プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量）
- ・ 避難：50 ミリシーベルト以上（外部被ばくによる実効線量）、500 ミリシーベルト以上（放射線ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウラン・プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量）

(4) 米国の基準

- ・ 避難（または屋内退避）：10～50 ミリシーベルト
- ・ 放射性ヨウ素に対する防護策：25 ミリシーベルト（甲状腺に対する等価線量）
- ・ 放射性ヨウ素に対する防護策として、年齢別に、5 シーベルト（40歳以上）、100 ミリシーベルト（18～40歳）、50 ミリシーベルト（18歳未満、妊婦および授乳中の女性）が別に公表されている。

(4) 英国の基準

- ・ 屋内退避（全身）：3～30 ミリシーベルト
- ・ 屋内退避（甲状腺・肺・皮膚）：30～300 ミリシーベルト
- ・ 避難（全身）：30～300 ミリシーベルト
- ・ 避難（甲状腺・肺・皮膚）：300～3,000 ミリシーベルト
- ・ 放射性ヨウ素に対する防護策：30～300 ミリシーベルト（甲状腺に対する等価線量）
※通常は全身線量に従って勧告が出される。

(5) ドイツの基準

- ・ 屋内退避（全身）：10 ミリシーベルト

- ・避難（全身）：100 ミリシーベルト
- ・放射性ヨウ素に対する防護策：50 ミリシーベルト（12 歳以下の小児および妊婦に安定ヨウ素剤を処方）、250 ミリシーベルト（13～45 歳に安定ヨウ素剤を処方）

(6) フランスの基準

- ・屋内退避（全身）：10 ミリシーベルト
- ・避難（全身）：50 ミリシーベルト
- ・放射性ヨウ素に対する防護策：100 ミリシーベルト（安定ヨウ素剤を処方）